

フリーローン

令和3年3月30日現在

商品名(愛称)	・シルバーライフローン
ご利用いただける方	・当金庫営業地区内にお住まい、またはお勤めしている個人の方。 ・満60歳以上、70歳以下の方。 ・公的年金(対象年金は厚生年金、国民年金、共済年金)を受給中の方。 ※ただし、既に年金担保融資を利用している方はご利用できません。 ・株式会社オリエントコーポレーションの保証が受けられる方。
お使いみち	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金。(事業性資金を除く)
ご融資金額	・10万円以上100万円以下、もしくは年金受給口座に振込まれる年金(厚生年金基金や国民年金基金等の準公的年金も含む)の年間受給額の何れか低い金額。(1万円単位)
ご契約期間	・5年以内(6ヵ月単位) ※ただし、融資期限(完済月)は年金振込月とします。
お借入金利	・固定金利(金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。) ・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます ※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。 ※金融情勢等により、変更させていただく場合があります。
ご返済方法	・毎月元利均等隔月返済。(年金振込月の口座振替) ※年金返済額は、年金受給口座に振込まれる年金(厚生年金基金や国民年金基金等の準公的年金も含む)の年間受給額の50%以内。 ※返済日は15日。(返済日が休業日の場合は、その翌営業日となります。)
担保・保証人	・原則不要です。(保証会社である株式会社オリエントコーポレーションが保証をいたします) ※保証会社が必要と認めた場合には、連帯保証人をお願いすることがあります。
保証料	・お借入金利に含みます。
必要書類	・運転免許証等、写真付きの本人確認書類 ※健康保険証等写真付きではない確認書類の場合は住民票抄本等の追加書類が必要となります。 ・年間年金受給額を証明する通知書。 ・保証会社が必要と認めた場合には、資金用途確認書類を徴求する場合があります。
手数料	・ご契約時の金銭消費貸借契約書に印紙が必要となります。(ご契約金額により、印紙額が違いますので、窓口・担当者へお問い合わせください。)
遅延損害金	・18.25% ご返済を遅延された場合、損害金をいただきます。(延滞金額に対し、1年365日とする日割り計算)
苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部(9時~17時、電話0973-23-3177)にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、 ①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・当金庫および保証会社の審査の結果によっては、お申込をお断りする場合やご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。